

## 料金改定についてよくあるご質問（FAQ）

よくあるご質問	回答（参考）
なぜ水道料金の改定を行うのか？	<p>今までの料金体系のままでは、水道事業を安定して経営することが難しくなるおそれがあるからです。</p> <p>老朽化が進む水道施設の更新や耐震化にはとても多くのお金が必要である一方で、人口減少等によって水道料金収入の減少が今後見込まれ、「入ってくるお金は少なく、出ていくお金は多い」状況に直面しております。</p> <p>このため、これからも安全な水道水を安定的に届けられるよう、料金改定を行います。</p>
なぜこの時期に料金改定をするのか？	<p>今回の改定は、消費税率の改定によるものを除くと君津市域は平成28年4月以来、8年ぶりの改定 富津市域は平成31年2月以来、5年ぶりの改定 袖ヶ浦市域は平成31年2月以来、5年ぶりの改定となります。</p> <p>様々な経営努力をして、支出の抑制に努めてきましたが、それでもなお、今後赤字が見込まれる厳しい状況にあるため、この度、やむを得ず料金改定することになりました。</p> <p><b>【参考】</b> 木更津市域については、今回の算定期間である、令和6年度から令和10年度までは、黒字が見込まれる状況のため、料金を据え置きとなります。</p>
料金改定をしないとどうなるのか？	<p>水道事業の経営に必要な資金が確保できず、結果、水道施設の更新や耐震化が実施できなくなり、漏水や断水のリスクが大きくなるなど、安心・安全な水道水を届けることができなくなるおそれがあります。</p> <p>継続的な経営努力は当然必要ですが、必要な料金改定を先送りすることは、将来の値上げ幅を更に大きくすることに繋がってしまうため、令和6年4月1日からの改定になりました。</p>
赤字経営ではないのに、なぜ料金改定が必要なのか？	<p>料金改定を行わない場合、水道管の更新工事等の必要資金が確保できなくなってしまうからです。</p> <p>なお、これから必要な工事等、今後の計画を見据えると、今の料金体系を維持したままでは、令和6年度以降は赤字が見込まれています。</p> <p>近い将来に必要な水道管の更新工事等の資金を確保するため、料金改定を行わなければなりませんので、ご理解ください。</p>
節水などで使用水量が減少しているのに、どうして料金が高くなるのか？	<p>水道事業の施設の維持管理費などは、使用水量の増減に大きく左右されない経費があります。また、使用水量が減ったからといって、すぐに設備を小さいものに再整備することが難しい事業です。収入が減少する一方で、物価高騰などで支出が膨らみ今後の赤字が拡大する見込みのため、料金値上げを行います。</p>

よくあるご質問	回答（参考）																				
<p>今回改定をしたら、もう改定しなくて済むのか？</p>	<p>今後も経費の削減等、経営努力には最大限努めてまいります が、社会構造や社会情勢は、日々変化しており、現実的には、お おむね3年から5年ごとに改定をせざるを得ないものと考えてお ります。 それらを踏まえまして、健全な経営を続けるために、公正妥当 な水道料金となるよう、料金改定の要否や程度を都度検証してま いります。</p>																				
<p>水道料金の改定の内容は？</p>	<p>水道料金を令和6年4月1日から 君津市域は平均で16.00%引き上げとなります。 富津市域は平均で13.07%引き上げとなります。 袖ヶ浦市域は平均で9.84%引き上げとなります。</p>																				
<p>平均改定率〇〇%という数字はどのように算出している のか？</p>	<p>今回の改定では、公益社団法人日本水道協会が発行している 「水道料金算定要領」に基づき、算定方法は主に「総括原価方 式」を採用しております。 算定期間を令和6年度から令和10年度の5年間とし、その収 支見通しを試算し、必要となる料金収入額を算出しました。 この算定期間5年間の、水道水1㎡当たりの販売価格である供 給単価は、君津市域で302.63円、富津市域で352.46 円、袖ヶ浦市域で256.14円です。 直近の実績での供給単価からの増加率が「平均改定率」になり ます。なお、平均改定率は君津市域で16.00%、富津市域で 13.07%、袖ヶ浦市域で9.84%です。 なお、木更津市域の供給単価は238.18円です。</p> <p><b>【供給単価及び平均改定率】</b></p> <table border="1" data-bbox="751 1153 1324 1344"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4実績値</th> <th>改定後</th> <th>平均改定率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木更津市域</td> <td>238.18円</td> <td>238.18円</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>君津市域</td> <td>260.89円</td> <td>302.63円</td> <td>16.00%</td> </tr> <tr> <td>富津市域</td> <td>311.72円</td> <td>352.46円</td> <td>13.07%</td> </tr> <tr> <td>袖ヶ浦市域</td> <td>233.21円</td> <td>256.14円</td> <td>9.84%</td> </tr> </tbody> </table>		R4実績値	改定後	平均改定率	木更津市域	238.18円	238.18円	－	君津市域	260.89円	302.63円	16.00%	富津市域	311.72円	352.46円	13.07%	袖ヶ浦市域	233.21円	256.14円	9.84%
	R4実績値	改定後	平均改定率																		
木更津市域	238.18円	238.18円	－																		
君津市域	260.89円	302.63円	16.00%																		
富津市域	311.72円	352.46円	13.07%																		
袖ヶ浦市域	233.21円	256.14円	9.84%																		
<p>一度に〇〇%ではなく、段階的に値上げすることはでき ないのか？</p>	<p>現状では、段階的な値上げは難しいです。 理由は大きく2点あります。 1点目は、今回の改定率で改定を行わなければ、改定初年度で ある令和6年度から経営が赤字となるか、又は運転資金が不足 し、水道事業経営が困難になることが見込まれるからです。 2点目は、今回の改定率で改定を行わなければ、今後ますます 増加していく老朽化施設の更新が順次必要であるにもかかわらず、 資金が確保できずに、必要な工事ができなくなることが見込 まれるからです。 かずさ水道広域連合企業団は営利企業ではございませんので、 料金改定の幅は、水道事業の経営が赤字にならず、かつ、工事等 を行う必要資金が確保できる範囲で、水道利用者の皆さんの負担 が最小限になるよう設定しております。</p>																				

よくあるご質問	回答（参考）
<p>施設更新費用など必要な費用は、税金や他の事業の収益を充てればよいのではないのか？</p>	<p>今回の料金改定にあたっては、君津市、富津市及び袖ヶ浦市と検討した結果、各市の一般会計から営業助成補助をいただき、料金値上げの抑制を図っております。</p> <p>なお、水道事業は地方公営企業法に基づき、利用者から頂戴する水道料金によって、必要な事業費を賄う独立採算制が原則となっています。</p> <p>市税を主な財源とした福祉、防災、教育など市の基本的な施策に影響が及ばぬよう、当企業団としても一般会計からの繰入は可能な限り抑えたいのが実情です。</p>
<p>起債額（借金）を増額させれば、料金改定は必要なくなるのか？</p>	<p>起債額の増額では赤字の解消にはつながりません。</p> <p>当企業団では、料金改定を実施しなければ君津市域、富津市域及び袖ヶ浦市域のいずれでも損益収支が赤字となる見込みであるため、損益収支の黒字を確保するために料金改定が必要となります。</p> <p>また、起債額を必要以上に増額することは、将来の人口減少が見込まれる中では、将来世代に過重な負担を強いることとなります。</p>
<p>いつから水道料金の改定を行うのか？</p>	<p>令和6年4月1日からの料金改定としており、偶数月検針の方は4月請求分から、奇数月検針の方は5月請求分から変更となります。</p> <p>なお、4月・5月請求分については、改定前の使用分と改定後の使用分の請求となりますので、日割りによる按分計算となります。</p>
<p>前回の改定はいつなのか？</p>	<p>前回の料金改定は、消費税改正分を除くと  木更津市域は平成16年7月（平均13.37%の引き上げ）  君津市域は平成28年4月（平均16.62%の引き上げ）  富津市域は平成31年2月（平均10.74%の引き上げ）  袖ヶ浦市域は平成31年2月（平均9.94%の引き上げ）  でした。</p>
<p>今後、どのように周知を図られるのか？</p>	<p>令和5年11月下旬から12月にかけて、水道利用者向け説明会を開催する予定です。</p> <p>また、令和6年1月に当企業団が発行する「広報紙の特集号」に料金改定に関する記事の掲載や、SNSなどの発信などを予定しています。</p> <p>なお、各市の広報紙やホームページなどにも、料金改定の記事を掲載することを予定しています。</p>
<p>水道料金の改定はどのように決めたのか？</p>	<p>平成29年10月に当企業団の水道事業の基本となる「君津地域水道事業統合広域化基本計画」を策定し、統合から5年後に木更津市域を除く3市域は改定することとしていました。</p> <p>その計画に基づき、令和5年8月に広域連合企業長から水道審議会へ「水道料金改定について」諮問を行いました。</p> <p>審議会で検討を行った結果、適正な額への改定はやむを得ないとして、令和5年8月広域連合企業長へ答申がありました。</p> <p>その答申を踏まえ、令和5年11月企業団議会定例会において水道料金の改定案が可決されました。</p>

よくあるご質問	回答（参考）
<p>料金改定する前に、経費の削減に取り組むべきではないのか？</p>	<p>利用者の皆さんにお支払いいただく水道料金によって水道事業の経営が成り立っている以上、当企業団といたしましては、経費の削減・経営の効率化や健全化は、料金改定の有無にかかわらず、普段から行わなければならないものと、強く認識しています。</p> <p>しかしながら、水道は重要な社会インフラですので、例えば古くなった水道管の更新は、「やるか・やらないか」ではなく「いつやるか」という性質のもので、削るのがきわめて難しい、いわゆる「固定費」が非常に多いのも事実です。</p> <p>当企業団としては、今後も経費の削減に努めていくことは大前提であると認識しておりますが、将来にわたって利用者の皆さんに安全かつ安心な水道水を安定的に届けるために、どうしても不足すると見込まれる分については、今回料金改定を行わざるを得ないということをご理解ください。</p> <p>（経費の削減の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道管のサイズの見直し（※太すぎる管はサイズダウン）</li> <li>・浄水施設における夜間電力（※昼間電力よりも安い）の利用</li> <li>・省エネルギー対策（ペーパーレス化・省電力）</li> <li>・遊休施設の売却や利活用</li> </ul>
<p>どれくらいの値上げとなるのか？</p>	<p>お客さまの約97%を占める口径13mmから20mmの2か月あたりの平均的な使用水量で見た場合、値上げのイメージとしては以下のとおりとなります。</p> <p>君津市域の場合は  口径13mmの平均使用水量23m<sup>3</sup>使用時：795円の値上げ  口径20mmの平均使用水量34m<sup>3</sup>使用時：1,170円の値上げ</p> <p>富津市域の場合は  口径13mmの平均使用水量25m<sup>3</sup>使用時：643円の値上げ  口径20mmの平均使用水量35m<sup>3</sup>使用時：1,138円の値上げ</p> <p>袖ヶ浦市域の場合は  口径13mmの平均使用水量25m<sup>3</sup>使用時：539円の値上げ  口径20mmの平均使用水量35m<sup>3</sup>使用時：506円の値上げ</p> <p>新料金によるご負担額については、当企業団ホームページに掲載されている「料金の早見表」や「水道料金試算シート（Excelファイル）」などをお使いいただき、ご自身のメーター口径や使用水量を当てはめることで、確認することが出来るようになっております。</p>

よくあるご質問

回答（参考）

水道メーター検針時に投函している「水道・下水道使用水量等のお知らせ（検針票）」にメーター口径や使用水量を表示していますので、ご確認いただけます。

【君津市域・袖ヶ浦市域の場合（口径・水量の記載箇所）】

このお知らせにより請求料金を頂くことはありません。  
**使用水量等のお知らせ** 今回検針日 令和5年03月06日  
 令和5年03月ご請求予定分 3752

○水道料金・下水道使用料のお支払には、便利な「口座振替」をご利用ください。  
 ※申し込みに必要なもの  
 ①銀行全通帳と通帳印  
 ②本人印  
 ※全通帳情報もしくは郵便振替の窓口へご持参ください。

使用場所 君津市袖ヶ浦1111番地  
 かずさ 水太郎 様

使用期間 令和5年01月06日～令和5年03月06日 検針員 若津 水浜

水栓番号	メーター番号	口径(mm)	道順番号
99999999	99999999	20	99999999

○水道料金・下水道使用料

今回指針	136	下	
前回指針	124	水	
今回指針水量	12 m <sup>3</sup>	今回検針日	12 m <sup>3</sup>
前回指針水量	11 m <sup>3</sup>	前回検針日	11 m <sup>3</sup>

今回の請求予定額  
 水道料金 3,882 円( 384 円) 下水道使用料 2,158 円( 196 円)

ご請求予定額 5,840 円( 530 円) ※1/㎡は各消費税率別加算、料金の各消費税率別加算を含めた金額です。

お引越しの際は、数日前までにご連絡をお願いします。  
 ご協力をお願いします。

下のバーコードはQRコード(2次元コード)です。近きスマートフォン、音声コード対応携帯電話、スマホ専用アプリで読み取ると、内容を確認できます。(一部の機種によっては読み取れない場合があります。)



自分の家のメーター口径や使用水量は、どのように確認できるのか？

【君津市域の場合（口径・水量の記載箇所）】

<p><b>水道使用量のお知らせ</b> 令和5年7月検針分</p> <p>水栓番号 99999999 検針番号 99999999</p> <p>使用者氏名 かずさ 水太郎</p> <p>所在 富津市かずさ1111番地</p> <p>請求予定金額 19,272 円(うち消費税等額( 1,752 円))</p> <table border="1"> <tr> <td>使用期間</td> <td>令和5年5月4日～令和5年7月4日</td> </tr> <tr> <td>今回指針</td> <td>1053 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>前回指針</td> <td>985 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>今回メーター水量</td> <td>68 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>今回検針水量</td> <td>63 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>今回メーター口径</td> <td>20 mm</td> </tr> <tr> <td>今回検針口径</td> <td>19,272 円</td> </tr> </table> <p>※今回検針水量の*印については認定水量です。</p> <p>メーター番号 9999999 口径 20 mm 検針日 令和5年7月4日 次回口座振替予定日 令和5年7月31日</p> <p>検針員 若津 水浜 連絡員 ○メーターから宅内製はお客様の管理になりますので、定期的に点検確認をお願いします。</p> <p>かずさ水道広域連合企業団</p>	使用期間	令和5年5月4日～令和5年7月4日	今回指針	1053 m <sup>3</sup>	前回指針	985 m <sup>3</sup>	今回メーター水量	68 m <sup>3</sup>	今回検針水量	63 m <sup>3</sup>	今回メーター口径	20 mm	今回検針口径	19,272 円	<p><b>水道料金等口座振替済通知書</b></p> <p>令和5年5月分</p> <p>下記の金額をご指定の口座から振替させていただきます。</p> <p>振替日 令和5年5月31日(うち消費税等額)</p> <p>振替金額 19,272 円( 1,752 円)</p> <table border="1"> <tr> <td>使用期間</td> <td>令和5年3月5日～令和5年5月3日</td> </tr> <tr> <td>振替</td> <td>水道料金</td> <td>19,272 円</td> <td>うち消費税等額</td> <td>1,752 円</td> </tr> <tr> <td>振替</td> <td>下水道使用料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	使用期間	令和5年3月5日～令和5年5月3日	振替	水道料金	19,272 円	うち消費税等額	1,752 円	振替	下水道使用料			
使用期間	令和5年5月4日～令和5年7月4日																										
今回指針	1053 m <sup>3</sup>																										
前回指針	985 m <sup>3</sup>																										
今回メーター水量	68 m <sup>3</sup>																										
今回検針水量	63 m <sup>3</sup>																										
今回メーター口径	20 mm																										
今回検針口径	19,272 円																										
使用期間	令和5年3月5日～令和5年5月3日																										
振替	水道料金	19,272 円	うち消費税等額	1,752 円																							
振替	下水道使用料																										

下水道使用料は改定しないのか？

令和6年4月から実施する料金改定は水道料金のみで、下水道使用料については今回の改定の対象ではありません。  
 なお、下水道使用料については、各下水道事業者で料金を決定いたします。